

京都府専門分野別指導看護師養成補助事業について

京都府では、感染症に関する専門的知識と技術を有し、施設の感染症対策を指導できる看護師を養成することにより、府内の医療機関が新興感染症等に対応できる運営体制の構築を図るため、標題事業を実施しています。

概要は以下の通りです。内容及び要領を御確認いただき、交付を申請される場合は期日までに必要書類の提出をお願いします。

1 事業内容

感染症に関する専門的知識と技術を有し、施設の感染症対策を指導できる看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師）を養成することを目的とした研修の受講経費等を補助する。

（1）補助対象となる研修

- ・日本看護協会が認定した認定看護師教育課程「感染管理」（A 課程、B 課程）
- ・東京医療保健大学が実施する感染制御実践看護学講座
- ・その他知事が認める研修

（2）補助対象経費

- ・研修受講に係る経費（入学金、授業料、実習費、教材費、旅費、宿泊費等）
 - ※ 今年度修了する研修に係る支出経費に限る。
 - ※ 前年度に開始し既に受講経費等を支払っている研修であっても、現年度まで継続し現年度に修了する研修であれば、研修開始年度に実施計画書の届出がされていることを要件として補助対象とする。
 - ※ 入学試験料及び振込手数料は、対象経費に含まない。
 - ※ 府が他に実施する同種の補助制度と併用不可。府以外の団体の助成金とは併用可。（併用できない補助制度例）高齢化社会に対応した救急医療体制充実事業費補助金
 - ※ 受講生の一時立替払に対する精算金は補助対象となるが、最終的に受講生が自己負担する分は補助対象外。

（3）補助対象者

（1）の研修に看護師等を派遣し、（2）の補助対象経費を負担した京都府内の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結した病院新興感染症患者の受入等を行う病院

（4）補助基準額

受講者1人あたり500千円以内 補助率 10/10

(5) 補助条件

- ・研修修了後、資格を取得した際には速やかに京都府へ報告すること。
- ・補助金の交付を受け資格取得した看護師等に対し、京都府や他の医療機関等から研修会講師や技術指導の実施等について要請があった場合は、当該職員を派遣するよう努めること。
- ・研修受講後、研修受講年度を含め3年度以内に資格取得ができなかった場合は、補助金の全額を府へ返還すること。

(6) その他注意事項

- ・実績報告時に受講経費を支払ったことが確認できる証拠書類（写）を提出して下さい。

2 交付申請

(1) 提出期日

令和7年8月8日（金）必着

(2) 提出資料

- ①（第1号様式）申請書
- ② 別紙1、別紙2－1
- ③（第2号様式）事前着手届
- ④ 受講教育機関の受講決定書類及び募集要項の写し
- ⑤ 口座振替依頼書

※委任状を記入する場合は要押印

3 今後の補助金申請の流れ

令和7年7月25日	交付申請開始
令和7年8月8日	交付申請提出締切り
令和7年9月頃	交付決定
令和8年4月10日	実績報告提出締切り
令和8年5月頃	額の確定及び支払い